

公益財団法人新国立劇場運営財団役員報酬規程

(平成23年10月24日 新国立劇場運営財団規程第143号)

改正 平成24年 6月21日 新国立劇場運営財団規程第152号

改正 平成27年 6月22日 新国立劇場運営財団規程第165号

改正 平成28年 6月21日 新国立劇場運営財団規程第171号

改正 平成29年 6月28日 新国立劇場運営財団規程第176号

改正 平成30年 6月28日 新国立劇場運営財団規程第183号

改正 令和元年 6月25日 新国立劇場運営財団規程第191号

改正 令和4年 6月23日 新国立劇場運営財団規程第209号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）定款第28条第1項に規定する役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については基本報酬、地域手当、特別手当及び退職手当とし、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）については会議等出席報酬とする。

(報酬の支払い)

第3条 報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払う。ただし、法令に基づきその役員報酬から控除すべきものがある場合には、その額を控除して支払う。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第2章 常勤役員報酬等

(報酬の支給)

第4条 常勤役員の基本報酬及び地域手当は、その月の全額を毎月17日に支給する。ただし次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日

(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日

(3) 17日が国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日に当たるとき 18日

2 特別手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する常勤役員に対して、6月及び12月における理事長の定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

(新たに就任した者又は退職した者等の報酬)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬（特別手当及び退職手当を除く。以下本条各項において同じ。）を支給する。

2 常勤役員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤役員の報酬の額)

第6条 常勤役員の基本報酬の月額、別表のとおりとする。

- 2 常勤役員の地域手当の月額は、基本報酬に100分の20を乗じて得た額とする。
- 3 常勤役員の特別手当の額は、特別手当基礎額に、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月	100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60
(4) 3箇月未満	100分の30
- 4 特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定に準じる。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の特別手当基礎額は、第4条第2項に掲げるそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該常勤役員が受ける基本報酬及び地域手当の月額並びに基本報酬の月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本報酬及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

(常勤役員の退職手当)

第7条 常勤役員の退職手当の支給に関する規程については、評議員会において別に定める。

(常勤役員の通勤費)

第8条 常勤役員には、第2条の報酬のほか、その通勤の実情に応じ、通勤費を支給する。

- 2 通勤費の支給については、第5条の規定を準用する。

第3章 非常勤役員の報酬

(非常勤役員の報酬)

- 第9条 非常勤役員の会議等出席報酬の額は、財団の会議等に出席した場合、日額として17,100円を支給する。ただし、遠隔地から財団の会議等に出席する場合には、公益財団法人新国立劇場運営財団旅費規程の定めにより旅費を加算して支給することができる。
- 2 国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する職(一般職及び特別職)にある非常勤役員については、旅費のみを支給することができる。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、会議等に出席した都度、支給する。

第4章 補則

(端数処理)

第10条 この規程に基づく報酬を決定する場合において、その報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則 (平成23年10月24日新国立劇場運営財団規程第143号)

(施行期日)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日新国立劇場運営財団規程第152号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
(平成24年6月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する特別手当の額は、公益財団法人新国立劇場運営財団役員報酬規程第6条第3項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては新たに常勤役員となった日)において役員が受けるべき基本報酬及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額(次項において「第2項第1号基礎額」という。)に、11(平成23年4月から平成24年2月までの間において在職しなかった期間がある役員にあつては、11から当該期間のある月の数を減じた数)を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
(端数計算)
- 3 第2項第1号基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(常勤役員の報酬の特例)
- 4 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、常勤役員に対する基本報酬の支給に当たっては、基本報酬の月額から、基本報酬の月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 特例期間においては、常勤役員に対する次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
(常勤役員の報酬の特例に関する端数計算)
- 6 前2項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成27年6月22日新国立劇場運営財団規程第165号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年6月22日から施行し、第1条の規定による改正後の役員報酬規程の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定による改正後の役員報酬規程の規定は平成27年4月1日から適用する。

(内払)

- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、それぞれの規定による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬又は特別手当は、それぞれの規定による改正後の役員報酬規程の規定による報酬又は特別手当の内払と見なす。

(経過措置)

- 3 改正後の規程の規定の適用日の前日から引き続き役員である者で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める者を除く。)には、平成30

年3月31日（当該日までの間に任期が満了する場合には、その満了日）までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年6月21日新国立劇場運営財団規程第171号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年6月21日から施行し、この規定による改正後の役員報酬規程（以下「改正後の規程」という）の規定は平成27年4月1日から適用する。

（地域手当に関する特例）

- 2 平成28年3月31日までの間における改正後の規程第6条2項の規定の適用については、同項中の「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」とする。

（特別手当に関する特例）

- 3 平成27年に支給する常勤役員の特別手当の額に関する改正後の規程第6条3項の規定の適用については、同項中の「100分の150」とあるのは、「100分の147.5」とし、「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

（内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、それぞれの規定による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬又は特別手当は、それぞれの規定による改正後の規程の規定による報酬又は特別手当の内払と見なす。

附 則（平成29年6月28日新国立劇場運営財団規程第176号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行し、この規定による改正後の役員報酬規程（以下「改正後の規程」という）の規定は平成29年4月1日から適用する。

（特別手当に関する特例）

- 2 平成28年に支給する常勤役員の特別手当の額に関する改正後の規程第6条3項の規定の適用については、同項中の「100分の155」とあるのは、「100分の150」とし、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

（内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、それぞれの規定による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬又は特別手当は、それぞれの規定による改正後の規程の規定による報酬又は特別手当の内払と見なす。

附 則（平成30年6月28日新国立劇場運営財団規程第183号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年6月28日から施行し、この規定による改正後の役員報酬規程（以下「改正後の規程」という）の規定は平成29年4月1日から適用する。

（特別手当に関する特例）

- 2 平成29年に支給する常勤役員の特別手当の額に関する改正後の規程第6条3項の規定の適用については、同項中の「100分の157.5」とあるのは、「100分の155」とし、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

（内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、それぞれの規定による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬又は特別手当は、それぞれの規定による改正後の規程の規定による報酬又は特別手当の内払と見なす。

附 則（令和元年6月25日新国立劇場運営財団規程第191号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年6月25日から施行し、この規程による改正後の公益財団法人新国立劇場運営財団役員報酬規程（以下「改正後の規程」という）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（特別手当に関する特例）

- 2 平成30年に支給する常勤役員の特別手当の額に関する改正後の規程第6条3項の規定の適用については、同項中の「100分の167.5」とあるのは、6月に支給する場合においては、「100

分の157.5」とし、12月に支給する場合においては、「100分の177.5」とする。

(内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、それぞれの規定による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬又は特別手当は、それぞれの規定による改正後の規程の規定による報酬又は特別手当の内払と見なす。

附 則 (令和4年6月23日新国立劇場運営財団規程第209号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月23日から施行する。
(令和4年6月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和4年6月に支給する常勤役員の特別手当の額は改正後の役員報酬規程により算定される常勤役員の特別手当の額(この項において「基準額」という。)から令和3年12月に支給された常勤役員の特別手当と支給割合を100分の157.5としたときの差額(この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、常勤役員の特別手当は支給しない。

別表

役員名	基本報酬の月額
理事長	76万1千円
常務理事	68万7千円